

*** 審査書案は安全を保証するものではない**

意見の骨子案---審査書案 p.1：審査の位置づけ / p.430：審査結果

原子力規制委員会田中俊一委員長が何度も述べているように、この審査書案が「安全を保証するものではない」ため、それを明記し、説明すべき。

*** 防災計画・避難計画についても規制委員会が審査し、責任を持つべき**

意見の骨子---審査書案 p.1：審査の位置づけ / p.430：審査結果

田中俊一委員長はこの審査書案が「安全を保証するものではない」と言っている。そうであれば、重大事故は避けられない。そのため、周辺住民の防災計画・避難計画についても審査を行い、責任をもつべき。

福井県・関西広域連合の避難計画では、避難所が土砂災害等の危険区域に設定されており、避難する住民の安全を守ることはできない（兵庫県の全避難所 599ヶ所の内、約3割の184ヶ所）。避難先となっている兵庫県でも、県が実施したシミュレーションで高い被ばく予測が出ている。5 km圏外の在宅の要援護者の避難では、福祉避難所や病院等の避難先も決まっていない等々。このように、防災計画・避難計画は全く実効性がなく、住民の安全は守られない。

*** 重大事故対策で格納容器内に大量の水を注水することになっているが、汚染水対策について具体的な対策・評価がない**

意見の骨子---審査書案 267 頁 [- 2 重大事故等に対処するための手順等に対する共通の要求事項（重大事故等防止技術的能力基準 1.0 関係）]

「 事故後の中長期的な対応に備えた体制の整備【解釈 3k)】」として、
「b. 重大事故等発生時に、機能喪失した設備の保守を実施するための放射線量低減活動、放射性物質を含んだ汚染水が発生した際の汚染水の処理活動等を円滑に実施するため、平時から必要な対応を検討できる体制を構築する方針であること。
を確認した。」とだけ書かれている。

重大事故対策では、格納容器下部に落下した熔融燃料を冷却するために、格納容器内に大量の水を注水することになっている。その場合に大量の汚染水が発生する。

その汚染水をどのように処理するのか、関電の補正書では何も書かれていない。ただ「放射性物質を含んだ汚染水が発生した際の汚染水の処理等の事態収束活動を円滑に実施するため、平時から必要な協力活動体制を継続して構築する」（関電 10 月 31 日補正書 254 頁）というだけだ。

規制委員会の審査書案では、これをなぞって、上記のように「平時から必要な対応を検討できる体制を構築する方針であること。を確認した」というだけで、具体的にどのような「汚染水の処理等」を行うのか全く不明である。これでは、「福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえた対策」（審査書案 120 頁）にはならない。

福島原発の深刻な汚染水の状況に照らせば、審査書案ではこの二の舞となってしまう。福井県原子力安全専門委員会でも「(対策を見ると)すべて水を注入するという話ばかりである。結果、汚染水が大量に出てくることになる。(こうした注水設備を設置する際には)高濃度の汚染水を処理するところまでセットで計画を立てていただきたい」と委員から意見がでる状況にある（第 78 回会合 2014.11.20）。